

富山大学理学部インターンシップ等実施要項

平成 11 年 2 月 17 日制定

平成 20 年 10 月 8 日改正

平成 25 年 3 月 20 日改正

令和 2 年 3 月 5 日改正

令和 7 年 3 月 5 日改正

(趣 旨)

第 1 この要項は、富山大学理学部（以下「本学部」という。）におけるインターンシップ等の実施に関し必要な事項を定める。

(定 義)

第 2 この要項に定めるインターンシップ等とは、本学部の授業の一環として学生が企業又は官公庁等（以下「企業等」という。）において、実習あるいは研修的な就業体験を行うことをいう。

2 インターンシップ等は、全学年を対象として、実施対象年次によって次のとおり称する。

1 年次及び 2 年次 「キャリアスタディ」

3 年次及び 4 年次 「インターンシップ」

(事前指導)

第 3 インターンシップ等の実施に際しては、十分な事前指導を行うものとする。

(授業科目区分及び単位数等)

第 4 インターンシップ等の授業科目区分は、横断科目とし、インターンシップ等の実働日数等により 1 単位又は 2 単位を選択科目として認定する。

5 日以上 10 日未満で、かつ内容が適当と判断される場合：1 単位

10 日以上かつ内容が適当と判断される場合：2 単位

2 インターンシップ等の修得上限単位数は、2 単位とする。

(実施時期)

第 5 インターンシップ等の実施は、原則として、休業期間中とする。

(成績評価)

第 6 インターンシップ等の成績評価は、インターンシップ等を実施した企業等の評価及び学生からの報告書に基づき本学部教務委員会教育実施部会が判定する。

(報告書)

第 7 インターンシップ等を終了した学生は、終了後、直ちにインターンシップ等報告書を提出しなければならない。

(保 険)

第 8 インターンシップ等を履修する学生は、学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険に必ず加入するものとする。

(その他)

第9 この要項に定めるもののほか、インターンシップ等の実施に関し必要な事項は、本学部就職指導委員会及び教務委員会教育実施部会において協議の上、別に定める。

附 則

この要項は、平成11年2月17日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年10月8日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成25年3月20日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この要項は、令和7年4月1日から施行する。

2 この要項は、令和7年度入学者から適用し、令和6年度以前の入学者については、なお従前の例による。